



大津市公報

令和3年3月30日
号外(第18号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 議会議員告示

- 1 大津市議会会議規程の一部改正…………… 1
- 2 大津市議会委員会規程の一部改正…………… 2

議会議員告示

大津市議会議員告示第1号

大津市議会会議規程(平成26年議会議員告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

大津市議会議員 八田 憲 児

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次 第10章 会議録(第51条―第56条) 第11章 協議又は調整を行うための場(第57条) 第12章 補則(第58条) (欠席の届出) 第3条 議員は、 <u>疾病、出産(出産の予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)から産後8週間を経過するまでの期間を限度に、本人が申告する日又は期間をいう。)</u> その他やむを得ない事情のため出席できないときは、その理由を明示し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 (会議録の配布) 第53条 会議録は、議員及び関係者に配付する。 2 前項の規定による議員への会議録の配布は、議員控室への会議録の備付けをもってこれに代えることができる。 (会議録に掲載しない事項) 第54条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第40条の規定により取り消した発言は、掲載しない。 (会議録署名議員) 第55条 一略― (会議録の保存年限) 第56条 一略― (任意の協議等の場)	目次 第10章 会議録(第51条― <u>第55条</u>) 第11章 協議又は調整を行うための場(第56条) 第12章 補則(第57条) (欠席の届出) 第3条 議員は、 <u>公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産の補助、忌引その他のやむを得ない事由により会議を欠席するときは、その理由を明示し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u> <u>2 議員は、出産のため会議を欠席するときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。</u> (会議録に掲載しない事項) 第53条 <u>一般の閲覧に供する</u> 会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第40条の規定により取り消した発言は、掲載しない。 (会議録署名議員) 第54条 一略― (会議録の保存年限) 第55条 一略― (任意の協議等の場)

<p>第57条 一略一 (その他)</p> <p>第58条 一略一</p> <p>別表 (第57条関係) 一略一</p>	<p>第56条 一略一 (その他)</p> <p>第57条 一略一</p> <p>別表 (第56条関係) 一略一</p>
---	---

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

大津市議会議長告示第2号

大津市議会委員会規程（平成26年議会議長告示第2号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

大津市議会議長 八 田 憲 児

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(欠席の届出)</p> <p>第4条 委員は、<u>疾病、出産（出産の予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）から産後8週間を経過するまでの期間を限度に、本人が申告する日又は期間をいう。）</u> <u>その他やむを得ない事情のため出席できないときは、その理由を明示し、当日の開会時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>(会議録の配布)</p> <p>第20条 <u>会議録は、議員及び関係者に配付する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による議員への会議録の配布は、議員控室への会議録の備付けをもってこれに代えることができる。</u></p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第21条 <u>前条の会議録には、秘密会の議事並びに委員長が取消しを命じた発言及び第10条の規定により取り消した発言は、掲載しない。</u></p> <p>(会議録の保存年限)</p> <p>第22条 一略一 (予算決算常任委員会の運営)</p> <p>第23条 一略一 (その他)</p> <p>第24条 一略一</p> <p>別表 (第23条関係) 一略一</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第4条 委員は、<u>公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産の補助、忌引その他のやむを得ない事由により会議を欠席するときは、その理由を明示し、当日の開会時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 <u>委員は、出産のため会議を欠席するときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第20条 <u>一般の閲覧に供する会議録には、秘密会の議事並びに委員長が取消しを命じた発言及び第10条の規定により取り消した発言は、掲載しない。</u></p> <p>(会議録の保存年限)</p> <p>第21条 一略一 (予算決算常任委員会の運営)</p> <p>第22条 一略一 (その他)</p> <p>第23条 一略一</p> <p>別表 (第22条関係) 一略一</p>

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。